

平成 26 年度

# 外部評価結果報告書

平成 26 年 10 月  
会津若松市外部評価委員会

# 目 次

1	はじめに	1
2	外部評価対象施策	2
3	外部評価結果	2
	・ 少子化対策を推進する	3
	・ 地域資源をいかした観光を推進する	5
	・ 消費者保護体制を充実する	7
	・ 雪対策を推進する	8
4	おわりに	10

## 附属資料

1	会津若松市外部評価委員会委員名簿	12
2	平成26年度会議開催経過	12
3	会津若松市外部評価委員会開催要綱	13

## 1 はじめに

行政評価については、その必要性、重要性、住民に対する説明責任を果たすといった視点から、多くの自治体で取組が進められている。

本市においても、平成13年度から行政内部における評価を実施し、その評価目的は、計画・実施・評価・改善のPDCAマネジメントプロセスを通して、限られた行政資源の適正配分と市民満足度重視の視点に立った行政運営に努めているところである。

さらに、平成17年度からは、市民目線や専門的な視点から客観的に施策等に対する評価を行い、これを活かすことにより、市の最終評価がより適切に行われることを目指して、学識経験者や公募市民による外部評価を実施している。

さて、平成26年度においては、復興から一歩進んだ地域活力の再生と持続可能なまちづくりに向けて、「豊かで持続的な地域社会をつくるための取組み」、「地域経済活力再生のための取組み」、「市民生活をまもるための取組み」の3つの視点で施策を進められているあるが、「日本創生会議」により、2040年には全国約1800の自治体の半数が消滅するという推計が公表されるなど、少子高齢化と人口減少の急速な進展が現実の問題として大きくクローズアップされている。

そうした中で、本年度の外部評価では、「第6次会津若松市長期総合計画」に位置づけられた58の基本施策のうち「少子化対策を推進する」をはじめとした4施策を評価対象として選定し、それぞれの施策の内容について担当課との質疑応答を複数回実施して検証を行い、施策の目的や状況変化に照らして今後必要とされる取組、改善の方向性などを評価・意見としてとりまとめたところである。

今回の評価・意見を今後の市政運営に活かし、限られた予算・人員の中で全職員が創意工夫を凝らして市民サービスの向上を図り、常に市民の目線、立場に立って、市政運営に尽力されることを強く願うものである。

会津若松市外部評価委員会	委員長	石光 真
	副委員長	田澤 演子
	委員	君 佳明
	委員	高久 敏雄
	委員	長嶋 栄治
	委員	永田麻由美

(委員長、副委員長以外は五十音順)

## 2 外部評価対象施策

平成26年度の外部評価の対象については、「第6次会津若松市長期総合計画」に掲げる58の基本施策のうちから、6つの政策の柱のバランスを考慮しつつ、第1回の外部評価委員会において協議・検討し、次の4つの基本施策を外部評価の対象とした。

政策の柱	外部評価対象施策名	主担当部課
政策の柱1 「福祉健康」	少子化対策を推進する	健康福祉部こども家庭課 こども保育課
政策の柱3 「産業経済」	地域資源をいかした観光を推進する	観光商工部観光課
政策の柱4 「生活環境」	消費者保護体制を充実する	市民部環境生活課
政策の柱5 「都市基盤」	雪対策を推進する	建設部道路維持課

## 3 外部評価結果

外部評価結果については、基本施策内容の説明を受け、委員各々の視点により評価を行ったものであり、最終評価の参考とし、今後の施策展開に活用されたい。

また、基本施策の評価だけではなく、施策体系の中の事務事業についても、今後のあり方や方向性等の意見も附帯意見として報告するので、今後の市政運営の参考とされることを併せて希望する。

施策名	少子化対策を推進する	主担当課	健康福祉部こども家庭課 健康福祉部こども保育課
施策の目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 子育てに関する意識改革や就労・生活環境の充実など、子育てをみんなで支えるまちづくりを推進します。</li> <li>● 出産や子育てにおける精神的・身体的・経済的不安感を除去し、子どもを産みやすく、育てやすいまちづくりを推進します。</li> <li>● 子どもたち一人ひとりが健康で、個性と可能性が尊重されるまちづくりを推進します。</li> </ul>		
主な事務事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 子ども・子育て支援事業（こども保育課）</li> <li>● 待機児童解消加速化プラン対応事業（こども保育課）</li> <li>● ファミリー・サポート・センター事業（こども家庭課）</li> </ul>		
評価内容	<p><b>【評価できる点】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 子育て支援に関しては、限られた予算の中で、待機児童解消加速化プランや保育料の負担軽減策など、積極的な取組が行われており、評価できる。</li> <li>● 子育て支援の充実に向けては、行政だけでは限界があり、ファミリー・サポート・センター事業、ホームスタート事業などの市民参加による推進は評価できる。今後も周知・啓発に努めることにより、より多くの市民の参加を促していくべき。</li> </ul> <p><b>【見直し、改善すべき点】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 人口減少対策について 人口減少問題が大きくクローズアップされている中であって、本市の合計特殊出生率1.56を引き上げていく対策が求められており、全庁的な取組として、雇用・産業政策を含む総合的なプロジェクトが必要である。</li> <li>● 子育て支援以外の少子化対策について 「少子化対策の推進」という基本施策に対して、施策の目標や事務事業が「子育て支援」に偏っている現状にある。 例えば、出生率向上に成功しているフランスのように、国による休業手当の支給や、子どもにかかる手当（妊娠・出産手当、乳幼児手当、家族手当など）の充実など、生活費を心配せずに安心して子どもを産み育てるための環境づくりが必要である。 また、子育て世代の長時間労働の抑制など、男女の働き方といった視点での取組についても検討すべき。</li> </ul>		

	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 若い世代の意見、意識の把握について 子どもを産み育てるであろう、若い世代の市民が求めているものに目を向けていく必要があり、そうした若い世代を対象とした意識調査等の実施を検討すべき。</li> <li>● 男性の育児休業取得に向けて 男性の育児休業取得については、事業主の理解が必要であり、代替雇用に係る助成金の支給など、事業主に対する促進奨励策を検討されたい。 また、育児休業を取りやすい社会環境（男女共同参画社会）の実現も少子化に歯止めをかけることにつながると思われる。</li> </ul>
<p>事務事業 への意見</p>	<p>【母子生活支援施設運営事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 母子生活支援施設が平成23年度から休止状態という現状にあり、民設民営による新たな施設の早期開設がのぞまれる。</li> </ul>

施策名	地域資源をいかした観光を推進する	主担当課	観光商工部観光課
施策の目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 本市のシンボルである鶴ヶ城天守閣・茶室麟閣への入場者数の増加を図ります。</li> <li>● 中心市街地活性化策と連携して、まちなかへ観光客を誘導し、滞留性の向上を図り、賑わいのあるまちなか観光を推進します。</li> <li>● 東山温泉や芦ノ牧温泉に宿泊すること自体が会津観光の目的となるよう、民間と行政が連携しながら、魅力の向上に努め、滞在型観光を推進します。</li> <li>● 地域資源の掘り起こしや受け入れ体制を充実するとともに、教育旅行等のテーマ型観光を推進し、新たな魅力による観光誘客を図ります。</li> </ul>		
主な事務事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 史跡若松城跡総合整備事業</li> <li>● 鶴ヶ城天守閣再建50周年記念事業</li> <li>● 教育旅行誘致対策事業</li> </ul>		
評価内容	<p><b>【評価できる点】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域資源を発掘し、観光客を呼び込みたいという官民の熱意は十分に感じられる。</li> <li>● 市のシンボルである鶴ヶ城関連施設の事業は、観光客の利便性が考慮され、充実が図られている。</li> <li>● 今後における滞在型観光の促進に大いに期待したい。</li> </ul> <p><b>【改善、見直すべき点】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 教育旅行誘致について 教育旅行の完全復活に向けたさらなる取組として、会津大学や会津学鳳高校などの地元教育機関との連携や、一段のPRがのぞまれる。 また、教育旅行推進のための環境整備の取組として、バス停におけるベンチや屋根等の整備に取り組んでいただきたい。</li> <li>● 人的資源の発掘について 歴史上の人物のみならず、地域資源のひとつとしての人的資源の発掘がのぞまれる。</li> <li>● まちなかの環境整備について まちなか観光推進に向けては、歩道拡幅などによる「まち」の歩きやすさの向上が必要（竹田総合病院周辺、旧本一之町通り北側歩道など）</li> </ul>		

	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 会津若松駅前の改善について 会津若松駅前に観光地らしさが感じられず、観光地の玄関口としてさびしい現状にある。にぎわい創出に向けたソフト面での創意工夫に加え、駅前広場等の整備についても検討が必要</li>   <li>【観光施策全般に関する意見】</li> <li>● 市民によるおもてなしの実現について 市民一人ひとりが、来訪者に対するおもてなしや、広報マンとしての地元の良さをPRする役割を担ってもらうことがのぞましい。 しかしながら、市民と東山、芦ノ牧両温泉地とのつながりが希薄であるなど、観光客のみならず、市民が楽しめるような観光地づくりが十分になされていない現状にある。 まずは市民がふるさと会津の良さを実感できるような施策を市民参加のもとで検討し、取り組んでいくことが求められる。</li> <li>● デスティネーションキャンペーンについて 本年4月にプレ・デスティネーションキャンペーンが行われたが、キャンペーンのポスターがあまり目立たなかった。NHK大河ドラマ「八重の桜」PR時のように、商店街や町内会に掲示していただく取組が必要である。</li> <li>● 広域連携について 会津全体の地域資源（大内宿など）をいかすためにも、他市町村と連携した観光のさらなる推進がのぞまれる。</li> </ul>
<p>事務事業への意見</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【会津若松観光ルネッサンス協議会負担金】</li> <li>● 市内各所の史跡や歴史建造物を中心としたライトアップは、まちなかの魅力創出に貢献している。</li> <li>【会津十楽 in サムライシティあいづ開催事業】</li> <li>● 幕末の歴史をテーマにする観光ばかりではなく、蒲生氏郷ゆかりの「会津十楽」を定期かつ継続的に行い、市民参加型まつりに発展させる取組や、「サムライシティあいづ」の更なるPRがのぞまれる。</li> <li>【観光農業推進事業】</li> <li>● ふくしまデスティネーションキャンペーンを契機とした観光農園のさらなるPRがのぞまれる。</li> </ul>



施策名	消費者保護体制を充実する	主担当課	市民部環境生活課
施策の目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市民が安全な消費生活を送れる環境を整備します。</li> <li>●複雑多様化する相談に適切かつ迅速に対応できる体制を整備します。</li> </ul>		
主な事務事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●消費者保護</li> <li>●市民相談（無料法律相談、一般相談）</li> </ul>		
評価内容	<p><b>【評価できる点】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 成果指標（啓発事業、相談事業）における目標達成は評価できる。</li> <li>● 小中学生向けのパンフレットは、消費者問題以外の環境や食物についての記述もあるなど、内容の充実が認められる。</li> </ul> <p><b>【改善、見直すべき点】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 小中学生への啓発について <ul style="list-style-type: none"> <li>小中学生への啓発に当たっては、小中学生向けパンフレットのさらなる活用がのぞまれるところであり、より早い時期に配布していくことに加え、学校側と協議、連携しながら、例えば、授業における教師用マニュアルの作成や、かかる授業、小中学生向けに特化した出前講座など、パンフレット配布にかかる取組（フォロー）を検討されたい。</li> </ul> </li> <li>● 高齢者の被害防止について <ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者の被害防止に向けては、高齢者に即した情報媒体（パンフレット、講座開催など）の充実や警察をはじめとした関係機関と連携してのPR、被害防止の取組がのぞまれる。</li> <li>さらに、詐欺被害防止のため、他地域で行われている高齢者への自動電話録音機の無償貸し出しの実施について警察へ働き掛けを行われたい。</li> </ul> </li> <li>● 課金ゲーム対策について <ul style="list-style-type: none"> <li>近年、社会問題となりつつあるスマートフォン等の課金ゲームにかかる小中学生の被害防止対策について、関係機関と連携した対応がのぞまれる。</li> </ul> </li> <li>● 消費者保護全般について <ul style="list-style-type: none"> <li>消費者保護体制の充実に向けて、これまで以上に、未然防止のための積極的な情報提供や啓発活動がのぞまれる。</li> </ul> </li> </ul>		

施策名	雪対策を推進する	主担当課	建設部道路維持課
施策の目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市民と行政が一体となって、様々な雪害から身を守り、助け合い、さらには雪を利用し生活に取り入れるなど、雪に強いまちをめざします。</li> <li>● 冬期における安全な歩行者空間を確保します。</li> <li>● 通学、通勤、バス路線や物流を高所した交通輸送網並びに生活に必要な道路通行の確保を図ります。</li> </ul>		
主な事務事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 除排雪対策事業</li> <li>● 防雪柵整備事業</li> <li>● 雪寒機械整備事業</li> </ul>		
評価内容	<p>【評価できる点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 市民生活に関わる最大の障害の一つである雪害に対して、基本的な対策はなされていると評価できる。</li> </ul> <p>【改善、見直すべき点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 町内会等との連携について 間口除雪対策や除排雪の円滑化にあたっては、地域の実情に精通した町内会等との協働の取組が不可欠であり、雪置き場の把握を含め、さらなる連携の強化や区長会などを通じた取組の周知啓発が必要である。</li> <li>● 除雪ボランティアについて 高齢化に伴って、本市においても除雪困難世帯の増加が懸念されるなかで、社会福祉協議会により行われている「除雪ボランティア（スノーバスターズ）」や「地域ぐるみ除雪ボランティア」などの取組が市民へ十分に浸透していない現状にあることから、さらなる周知PRが必要である。</li> <li>● 私道の除雪について 高齢化が進むなか、事実上、生活道路となっている私道の住民が除排雪に費用を負担しているケースもみられる。実態調査を踏まえ、行政による私道の除雪の実施に向けて前向きな検討を求めたい。</li> <li>● 歩行空間の確保について 積雪時は、歩行者が車道を歩く姿が散見されるなど、安全な歩行空間の確保が十分でないように感じる。冬期に徒歩で移動する市民の安全のため、歩道除雪の一層の充実を求めたい。</li> </ul>		

- 雪捨て場について

市内中心部に近い雪捨て場では、大雪時には混雑、危険が生じている。通行の安全性や新たな雪捨て場の確保に加え、使用基準の提示や夜間の時間制限なども検討されたい。

- 除雪車運行システムについて

検討中の除雪車運行システムの早期実現をのぞみたい。

【その他雪対策全般について】

- 雪を利用する利雪の取組として、観光部門等とのコラボレーションを検討されたい。

- 屋根の雪下ろし時の転落事故防止に向け、さらなる啓発が必要である。

## 4 おわりに

外部評価の取組などについて、各委員より次のような意見があったので、今後の取組改善の参考として活用されたい。

### 【外部評価の取組について】

- 市の第6次長期総合計画に定められた目標達成に向け、基本施策が各部、各担当課により実施され、当該年度の反省評価のもと、次年度に活かされているが、評価は市担当者だけでなく、外部委員による評価もあって、より良いものとなると思う。
- 市民が生活者の目線で行政評価をできるという制度は大変いいことだと思う。評価をする立場になると行政に関心を持ち、理解し、勉強にもなる。この制度は今後も継続されたい。
- 各々の基本施策について委員会の開催回数の増（2回⇒3回）により、活発な意見交換等ができたと思う。今後とも今回の開催回数の継続を検討願いたい。
- 外部評価委員会を公開としたのは、外部評価制度を市民に認識してもらう方策の一つであり、今後も継続されることを望むが、更に関心を持っていただくため、外部評価結果報告書の公表後、報告書に対する市民の意見等も公表してはどうか。
- 2年の任期は、最適と考えられる。2年携わってみて、総じて行政→市民への情報不足による「誤解」、誤解からくる「不安」がまだまだ多いと感じた。外部評価だけでなく、行政と市民が意見交換、対話する機会を増やしていくことは、改善につながると思う。
- スケジュール的にきつい所もあったが、施策4つというのが妥当だと思う。各担当課の方は、時間内の説明に追われていた印象であったので、もう少しポイントを絞って（読んでわかる所は説明不要など）良かったのではと思う。
- 1つの施策だけでも2年間を通して評価しても良いのではないか。また可能であれば、例えば、2期を通じてなど、さらに長いスパンで評価することもできるのではないか。
- 基本施策にかかる事務事業が多い場合は、ある程度絞り込んで評価すべきものを決めるのが良い。説明、質疑が表面上のことで終わってしまうことも考えられ、また、聞く側の委員でも十分に咀嚼できずに終わってしまうことがある。少なくとも自分はそうであった。

### 【その他】

- 今年は、国内外で様々な問題が発生している。国内では自然災害（広島豪雨、御嶽山噴火など）、危険ドラッグ、デング熱、急激な円安、国外ではウクライナ問題、

イスラム国問題、エボラ出血熱など想定外の問題が多発している。会津若松市も色々な問題の発生が予想されると思うが、10年間の長期総合計画のなかで社会情勢等の変動がある場合は、計画の変更に柔軟に対応されたい。

- 以前は、月2回、市政だよりの発行が行われていたが、現在は月1回になっている。種々の事情はあると思うが、月1回となっている分、質、量ともに紙面を充実させ、市民へ市の施策の周知徹底を図ってほしい。
- 市民への周知、PRとなると、ホームページを通じて行っているという返答が多かったが、現在、市民（特に高齢者）のおかれている状況としてパソコンを駆使して情報を得ているとは思えない。

より多くの市民への伝達手段として「市政だより」が現時点では最もふさわしいツールと思われるが、現在の紙面にそのようなスペースをあまり期待できない。

「市政だより」の名のとおり、決められたページを市からの情報コーナーとして編集できないものだろうか。

## ◆ 附属資料

### 1 会津若松市外部評価委員会委員名簿

役 職	氏 名	備 考
委員長	石光 真	学識経験者（会津大学短期大学部教授）
副委員長	田澤 演子	学識経験者（男女共同参画団体）
委 員	長嶋 栄治	学識経験者（司法書士）
	高久 敏雄	学識経験者（税理士）
	君 佳明	公募委員
	永田麻由美	公募委員

### 2 平成26年度会議経過

会議回	開催日	協議内容等
第1回	6月4日	概要説明 外部評価対象施策選定
第2回	7月9日	外部評価対象施策（消費者保護、観光推進）概要説明
第3回	7月23日	外部評価対象（消費者保護、観光推進）質疑応答 外部評価対象（雪対策、少子化対策）概要説明
第4回	8月6日	外部評価対象（消費者保護、観光推進）評価・意見交換 外部評価対象（雪対策、少子化対策）質疑応答
第5回	8月27日	外部評価対象（雪対策、少子化対策）評価・意見交換
第6回	10月1日	外部評価結果報告書案検討
第7回	10月15日	外部評価結果報告書決定
—	10月27日	外部評価委員会市長報告

#### ※評価の流れ

- ①基本施策の取組概要について担当課が説明
  - ◇各委員から質問
- ②基本施策の取組に対する質問及び回答
  - ◇各委員が評価、質問案を作成
- ③基本施策に対する評価案を発表し、意見交換

### 3 根拠要綱

#### 会津若松市外部評価委員会開催要綱

(平成17年6月13日決裁)

(平成19年6月1日一部改正)

(開催)

第1条 市が実施する行政評価について、学識経験者等による意見、提案等を取り入れることにより、行政評価の客観性、信頼性等を確保するため、会津若松市外部評価委員会(以下「委員会」という。)を開催する。

(構成)

第2条 委員会は、次に掲げる委員で構成する。

- (1) 学識経験者等 4人
- (2) 公募による市民 2人

(任期)

第3条 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項ただし書の規定にかかわらず、前条第2号に掲げる委員の再任は、2期4年を限度とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、出席者の互選により定める。
- 3 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(所掌事項)

第5条 委員会は、評価対象施策等について評価し、市長に報告するものとする。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員長は必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見等を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画政策部企画調整課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。